

事務連絡  
令和4年10月17日

北海道 青森県 岩手県 宮城県  
福島県 茨城県 栃木県 千葉県  
仙台市 千葉市 函館市 青森市 社会福祉施設等所管課（室） 御中  
八戸市 盛岡市 福島市 郡山市  
いわき市 水戸市 宇都宮市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例」及び  
「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画及び日本海溝・千島海溝  
周辺海溝型地震防災規程作成の手引」の送付について（周知）

平素より厚生労働行政の推進にご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

北海道から関東地方の太平洋沿岸にかけて甚大な地震・津波被害をもたらす恐れのある日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震については、6月17日の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震特別措置法改定を契機に、先日9月30日に行われた中央防災会議において、政府全体の防災計画である日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画（以下、「基本計画」）が改定されたところです。

これに伴い、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画（以下、「推進計画」）又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画（以下、「対策計画」）を定める者は、基本計画に基づき、推進計画又は対策計画を作成・変更する必要があります。このうち「対策計画」の作成義務者として社会福祉施設等の管理者・運営者が指定されておりますので、各ご担当者様におかれましては、対策計画の作成義務者宛に、基本計画の改定があったこと、および基本計画に基づき対策計画を変更する必要があることを周知いただくようお願いいたします。

（作成義務者の該当基準）

以下の①、②の両方に該当する者

- ① 日本千島特措法施行令第3条第1～24号（社会福祉施設関係は第14号）に定める施設又は事業（※【別添1】参照）を管理し、又は運営する者（日本千島特措法第6条）
- ② 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（※【別添2】参照）内に所在する者

また、基本計画の改定にあたって、内閣府防災担当が「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程作成の手引」を作成しております。本件に関する照会先等についてもこちらにございますので、併せて周知いただけますと幸いです。

なお、各道県におかれましては、本事務連絡の内容について、管内市町村（別添2に掲げる市町村に限る。指定都市及び中核市を除く。）に対する周知にも併せて御協力をお願いいたします。

#### 別添資料

（別添1）日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成義務者 一覧表

（別添2）日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域 一覧表

（別添3）「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例」及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程作成の手引」の送付について（通知 令和4年9月30日 府政防第1353号 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（防災計画担当）通知

（別添資料）日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例 新旧対照表

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程作成の手引

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程作成の手引 新旧対照表